

## スズメバチ駆除委託業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民からのスズメバチに関する苦情又は駆除依頼（以下「苦情等」という。）に対応するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「スズメバチ」とは、膜翅目スズメバチ科に属するスズメバチをいう。

(駆除の依頼)

第3条 保健所支所長は、市民からの公共的な場所等におけるスズメバチに関する苦情等があったときは、現場の調査を行い、その結果駆除の必要を認めるときは、スズメバチ駆除依頼書（第1号様式）により、健康福祉局長に依頼しなければならない。

2 健康福祉局長は、前項の規定による依頼を受けたときは、スズメバチ駆除依頼書（第2号様式）により、本市と委託契約を締結している業者（以下「委託業者」という。）に駆除を委託するものとする。

(完了の報告)

第4条 委託業者は駆除が完了したときは、スズメバチ駆除完了報告書（第3号様式）により、遅滞なく健康福祉局長に報告しなければならない。

(事後確認)

第5条 健康福祉局長は、前条の規定による報告を受けたときは、その旨を保健所支所長に連絡し、保健所支所長は駆除が実施された場所の状況を確認しなければならない。

(その他必要事項)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。